

旧制二高柔道部の歴史の実態:1893-1914 年を中心に
The history of the Second higher school judo club: Focused on 1893-1914

中嶋哲也
鹿児島大学
Tetsuya Nakajima
Kagoshima University

キーワード: 嘉納治五郎、西郷四郎、競技化、勝負法、心法

Key words: Kanō Jigorō, Saigō Shirō, athleticism, combative training, mind training

抄録

日本の柔道史において 1890-1910 年代は不明瞭な点の多い時期であるが、近年様々な観点から明らかにされつつある。その一つが学生柔道の実態から読み解くというものだ。中嶋(2013)は、当該時代の学生柔道の対校戦の諸相を分析し、日本国内における柔道の普及や展開について、嘉納の柔道論や講道館という一機関の通時的検討を相対化し、新たな日本柔道史の可能性を示唆している。また三船(2012)は二高柔道部の歴史の実態から大正 7(1918)年の二高対一高戦がその後の柔道史におけるスポーツ化に大きな意義を有することを明らかにしている。しかし三船は、明治 30 年代に「講道館とは独立した、二高柔道部の特性を主張していた」ことを指摘しているが、この二高柔道部の特性の内実を講道館の諸制度及び講道館に指針を与える嘉納の柔道論との比較から明らかにしておらず、さらに大正 7(1918)年以前の状況は詳細に明らかにされていない。本研究は、こうした研究状況を踏まえて明治 26(1893)から大正 3(1914)年までの二高柔道部の諸活動から嘉納の柔道論や講道館という一機関の通時的検討では分からない柔道の国内における普及の歴史の実態及び普及に関する諸課題を明らかにするものである。

結果として、部が誕生した明治 26(1893)年から明治 30(1897)年までの二高柔道部では柔術家との交流、心法及び忠君愛国的な武道論の登場、勝負規則及び修業規則の成立など、独特の柔道文化が形成された。特に勝負規則は現在明らかにされている柔道の審判規定の成立時期(明治 32(1899)年)から 6 年遡る最古のものであることを確認した。また、日本各地において講道館の審判規定や段級制がどのように普及していくのかを検討する上で勝負規則、修業規則のようなローカルな制度との関係は重要な論点になり得ることを指摘した。

次に明治 30(1897)年から明治 36(1903)年の間は競技化が進んだ時期である。その過程で二高柔道部の独特の柔道文化は後退し、形の「儀式」化や勝負法の衰退が進んだ。また、この時期の競技化によって試合における「及び腰」「頑張り腰」など極端に腰を引いた防御姿勢が発達した。

明治 44(1911)年以降、柔道部員の西原連三によって再び勝負法が重視されるようになり、「勝負之形」が重視され、勝負法の観点から競技が再評価されるようになった。一方で柔道の目的から外れた心法論的な心の在り方の重視や「体育」としての柔道を勝負法に比して軽視するといった側面も窺える変化であった。このことは嘉納の柔道論に縛られず、自身の柔道論を展開する余地があったことを示しているが、ここから嘉納の柔道論の影響力の範囲はどのくらいか、また嘉納の柔道論はどのように解釈され普及していったのかなどが、国内における柔道の普及の過程を検討する上で重要な課題となりうることを指摘した。

スポーツ科学研究, 12, 1-18, 2015年, 受付日:2014年1月11日, 受理日:2015年1月1日

連絡先:中嶋哲也 〒890-0065 鹿児島市郡元1丁目20番6号 Tel:099-285-7754

nakajima@edu.kagoshima-u.ac.jp

I. 問題の所在

近代日本の講道館柔道(以下、「柔道」と略す)の歴史において1890年代から1910年代半ばにかけては一つのミッシングリンクである。それは明治31-36(1898-1903)の間、講道館の機関誌『国土』が発刊された後、講道館の定期刊行物はしばらくみられず、大正3(1914)年から刊行される『柔道』まで待たなくてはならないためである。また、『国土』以前のまとまった史料としては明治22(1889)年5月に講演された嘉納治五郎(以下、「嘉納」と略す)の「柔道一般並ニ其教育上ノ価値」の講演録まで遡らなければならず、1890年代の柔道史も不明瞭な点が多い。

そうしたなか近年、池田(2007)、坂上(2013)らによって明治期の柔道の正科体操への編入過程を追う実証的な研究が始められている。これらは主に1900-1910年代における柔道の政策化、体操科教材化についての研究であり、体育史的に重要な成果であると考えられる。

他方で、拙稿(2013)は、旧制高等学校(以下、「旧制高校」と略す)における柔道部活動の対校戦の実施状況から主に1900-1910年代の柔道史の一断面を解明している。拙稿では旧制高校の柔道部員が試合結果に拘る姿勢を戒めた嘉納の言を受け入れず、チャンピオンシップを競う「高専柔道大会」(拙稿, 2013)の開催に向かったことを指摘したが、このことは柔道史における普及や展開という問題を考える上で重要である。つまり、拙稿は海外への普及は当然のこととして国内の柔道の普及や展開についても嘉納の柔道に対する考え方(以下、「嘉納の柔道論」¹⁾と称す)及び講道館という一機関の通時的検討によって描くことは困難であることを示しているためである。これまでの研究は講道館の柔道が中・高等学校や海軍兵学校、陸軍幼年学校に普及したことに言及しても(井上, 2004; 池田, 2007)、普及先での実態が研究されず、1890年代の柔道史に関しては正面から取り扱っていない。

本研究は拙稿(2013)の研究意義を踏まえて、嘉納の柔道論及び講道館という一機関の通時的検討を相対化し、講道館の定期刊行物では捉えきれない1890-1914年までの日本の柔道史を描く一端として、旧制第二高等学校(以下、「二高」と略す)の柔道部活動の実態を明らかにすることを目的とする。

東北の都、仙台に設置された二高の柔道部は本研究の目的にとって重要な歴史的意義をもっている。平成24(2012)年度に東北大学教育学研究科へ提出された三船朋子の修士論文『旧制高等学校下位文化としての「高専柔道」の特徴—明治・大正期における学生柔道から—』は数少ない二高柔道部研究の一つである。三船は二高の校友会雑誌『尚志会雑誌』や二高校友会の歴史を綴った『尚志会全史』などから二高柔道部の歴史を検討している。

三船によれば明治30年代には二高は「講道館とは独立した、二高柔道部の特性を主張していた」(三船, 2012, p.22)という。二高柔道部は旧制第一高等学校(以下、「一高」と略す)との間で5回対校戦を行い、その他、後述するように仙台市内において数々の対校戦を開催していた。こうして二高柔道部の活動は講道館と異なる特性を形成しつつ、他の旧制高校同様、試合が活発化し競技化するところに生じたのであり、当該時期の柔道史の展開を講道館の外部から検討する上で様々な論点を提供してくれるものと考えられる。三船は一高との間で5回行われた対校戦及び校風に着目し、それらが二高柔道部の特性にどう関わっているかを検討しているものの、二高柔道部には講道館とどのように異なる特性が形成されていたのか、講道館と二高柔道部の比較がなされていない。また、明治30年代に形成された二高柔道部の特性が競技化とどのように影響しあっていくのかも検討されていない。したがって、本研究の目的は二高柔道部の歴史的実態の解明にあるが、より具体的には①明治期の二

高柔道部における特性の形成を講道館の諸制度及び、嘉納の柔道論との比較から明らかにし、さらに②競技化に伴う二高柔道部の特性の通時的变化の諸相を考察することで、嘉納の柔道論や講道館という一機関の通時的検討からはみえてこなかった国内における柔道普及の諸問題を浮き彫りにすることである。

史料としては二高の校友会雑誌『尚志会雑誌』を基本史料とする。明治 27(1894)年 6 月の第一次高等学校令によってそれまでに設立されていた第一高等中学校から第五高等中学校は旧制高校へと改組されることになるが、『尚志会雑誌』の第 1 号は改組以前の明治 26(1893)年 6 月に発行され、以後、昭和 17(1942)年に発行される最終号の 177 号まで、欠号はあるものの東北大学史料館に所蔵されている。したがって『尚志会雑誌』を用いれば、二高柔道部の歴史を 1890 年代から通史的に検討することができるのである。また、本研究では『尚志会雑誌』のほかに昭和 12(1937)年に発行された『尚志会全史』を補助史料として用いた。なお、史料引用に際しては旧字体を新字体にカナは仮名に改めた。

II. 二高柔道部の特性

本章ではまず二高柔道部の成り立ちについて、明らかにし、次いで理念、行事、規則を取り上げて、講道館とは異なる二高柔道部の特性がどのように現れるかを検討したい。『尚志会全史』によれば、明治 30(1897)年に「当時部員の独特性主張」として「吾柔道部は講道館の流趣を学ぶと雖も、その道場たるや独立のものにして決して講道館の支部を以て自ら任ずるものに非ざる」と述べられていたことを記している(山本, 1937, p.183)。つまり、明治 30(1897)年には「講道館の流趣」を基盤にしつつも、それに止まらない部の特徴があると意識されていたものと考えられる。したがって本章では、まず創部から明治 30(1897)年までの状況を検討し、講道館ではみられない部の特徴を述べたい。

1. 柔道部の成立とスポーツの位置

二高では明治 26(1893)年 5 月 6 日に尚志会

の発会式が行われ、武芸部、文芸部、科学部、雑誌部の四部によってスタートした。尚志会が設立された際に立ち上げられた武芸部は、「尚志会」という、「剣道柔術」の稽古を行う会の後身として成立した(尚志会, 1893d, p.52)。尚志会設立時に運動部はなく、武芸部には「撃剣」、「柔道」のほか、「弓術」「ベースボール」「ロンテニス」「フットボール」「スケATING」なども含まれていた 2) (尚志会, 1893c, p.3)。

尚志会の武芸部規約には明示されていないものの、尚志会会員の認識としては撃剣・柔道に期待する役割は他の運動種目に比して大きかった。尚志会は同年 5 月 25 日に第二回役員会議を開き、予算支出について審議したが、その際、武芸部からは「本武芸部は武育体育は勿論殊に志気を鍛錬せんが為めに設けたるもの」だが、放課後の運動場で盛んに行われていた「ベースボール」や「ロンテニス」などの「遊戯」もまた「体育進歩の為」に行うべきだと報告していた(尚志会, 1893b, p.79)。撃剣・柔道は「武育体育」を担い、野球やテニスなどの「遊戯」は「体育」を担うものと考えられていた。では「遊戯」には課せられない撃剣・柔道による「武育」とはなんであったか。撃剣・柔道の道場開場式の記事では、体育以外に撃剣・柔道に求められる内容が次のように述べられている。すなわち、「曰くベースボール、曰く弓術、曰くスケート、曰く器械体操、曰くフットボール、曰く剣術、曰くロンテニス、曰く柔道、曰く遠足、曰く何、曰く何、と此等皆体育を助け身神を壮快にせしむるもの」であるが、「特に剣道柔術を掲げ之か奨励を欲するもの」であり、その理由として「一は本邦固有の武道を保存し、或は胆気を練り、或は一朝事あるに際し、能く其危難を救う等」の 3 点にあるという(尚志会, 1893d, p.52)。この 3 点が「剣道柔術」と「遊戯」を分け隔てるものであり、武育の内容もこの 3 点に関わるものとしてとらえられていたと考えられる。また「本邦固有の武道」からは外来種目のみならず弓術も外されていた。「剣道柔術」は特に日本的な固有性を持つ種目として理解されていたのである。「胆気を練り」、「一朝事あるに際し、能く其危難を救う」ところには忠君愛国の精神との関係が示唆されると考えられるが、

これら 2 点については次節で検討したい。

また明治 28(1895)年に水上運動部が設置されるに伴い武芸部は陸上運動部と改称されることになるが、この改称後にも撃剣・柔道に遊戯以上の期待がよせられていた。明治 30(1897)年 3 月の『尚志会雑誌』では陸上運動部の不振を嘆き、「運動の必要なるは云ふ迄もなく、吾校元気の中心となり根本となるものなれば、元気を発揚し美風を作るには、是非運動により男児らしき精神を養成し心胆を練磨せよ」と説かれ、「ベースボール可なり、テニス可なり、撃剣柔道最も可なり、弓術可なり、心あるの士男子らしき気概あるの士、各其長ずる所或は欲する所に來れ(傍点、筆者)」(尚志会、1897, p.70)と陸上運動部への勧誘を行っている。

さて、柔道部は柔術と交わりながら創部された。尚志会の発会式では柔道部の学生から演武が披露されたが、「雨宮常念両氏の柔道の如きは夙に眞楊流の柔道を汲まれたれば一奇一正互に其秘蘊を闡はし見るものをして感歎措く能はざらしむ(傍点、筆者)」(尚志会、1893a, p.78)という評価が帝国大学へ進学した二高卒業生から送られている。「眞楊流の柔道」とは柔術のことと考えられるが、当該卒業生が柔道と柔術を混用しているところに講道館の柔道とその他の柔術流派が明治 27(1893)年の段階では明確に区別されてなかったことを示している。また、柔道部の指導者には「嘗て講道館にて修業されたる加藤甚右衛門」(以下、「加藤」と略す)が就いたが、加藤は殉国館という「道場を当市材木町に設け天真々揚(ママ)流派を教授」していた人物でもあった(尚志会、1893b, p.79)。柔道部創部当初は柔道のみ指導されていたのではなかったと考えられるのである。

ただし、同年 10 月には新たに講道館から招聘された湯浅松之助(以下、「湯浅」と略す)が指導にあたることとなり、加藤は退いている。その理由を尚志会会長の吉村寅太郎校長(以下、「吉村」と略す)は「余は先きに文部省に在りて、既に加納(ママ)氏に会して柔道の効用を聴きたりしが、本校に來つて諸子と接するに及んで益其切要を感じ、数々加納(ママ)氏に介して適當の人物を求

めしも、未だ相応の人なくして今日に至りしが、今や幸に湯浅君を獲て諸子が身体の鍊磨を托するを得たりしは、余の深く慶賀する所なり」(尚志会、1893e, pp.63-64)と述べている。元々、二高柔道部には嘉納が選定した講道館の門人が派遣されることとなっていたが、その選定に時間がかかってしまい、半年近く遅れたのである。このように二高柔道部は講道館から招聘された柔道家から指導を仰ぐようになるが、後に述べるように柔術家との関係は明治 36(1903)年頃まで続いた。

ところで、吉村が柔道を尚志会に取り入れようとしたのは嘉納に柔道の効用を聞いていたためというが、吉村はどのようにして嘉納と出会ったのだろうか。吉村は豊岡藩(現兵庫県豊岡市)の藩士の出であり、明治 6(1873)年に文部省に入省した後、明治 11(1878)年に権少書記官、明治 17(1884)年に教科内規調査委員、明治 18(1885)年には文部省視学官、次いで参事官を歴任し、明治 20(1887)年 5 月 8 日に第二高等中学校校長として明治 30(1897)年まで赴任していた(高橋、1979, pp.27-29)。嘉納が講道館を創立するのが明治 15(1882)年のことであるから、吉村が嘉納から柔道の効用について初めて聞かされたのは二高に赴任するまでの 5 年の間のことと考えられる。この 5 年の間、嘉納は宮内省が管轄する学習院で教鞭をとっており、文部省の仕事に携わるようになったのは吉村が二高に赴任した直後の 5 月 17 日のことである(小川、1997, pp.284-285)。したがって吉村と嘉納は職場が同じであったわけではないが、どちらも教育行政に携わっていたことから交流する機会があったものと思われる。また吉村は学生に「諸子の身体の一は諸子の所有にして、他の一は国家の所有たるを忘る可からず」(尚志会、1893e, p.64)と日本国家への忠誠を説いていた。吉村はこうした忠君愛国的な教育観を持っていたために、柔道を通じて忠君愛国を育成しようとする嘉納の試み(次節で後述)に関心を持ったのではないだろうか。

また吉村は「十三四歳の頃は既に徳川氏の末葉にして、禍乱は其裏面に埋伏したりしも表面太だ静平なりしかば、上下挙つて無事に謳歌し、文教の盛武を凌ぐの秋なりしが、卓識の士は早くも

大に心を武育に用いたりき。果たせる哉十七八歳の頃天下一時に瓦解して、紛乱相継ぎ日々警報に接することとなりしが故に、文教一時に衰ひ武育驟に勃興し、到る処竹刀木剣の声を聞かざるなきに至れり(傍点、筆者)」(尚志会, 1893e, p.63)と述べており、幕末の「武育」が盛んになる時代を生きた旧藩士にとって「竹刀木剣」を振るう撃剣の印象は強かったものとみられる。このように二高で撃剣・柔道に「武育」の期待が寄せられる一因には吉村校長の思惑も働いていたと考えられるのである。

2. 二高と武道論

制度上、尚志会は武芸部という名称を用いていたが、その他の面では当初から「武道」という表現を盛んに使用していた。吉村校長は尚志会発会式の演説で「武道にありては心胆を鍛錬するを主眼とすべけれども、其大目的はとする所は学生の気風を修養」(吉村, 1893, p.4)するものと述べている。また、尚志会は武道に忠君愛国の精神性を見出していた。例えば、二高柔道部員の YJ は「奮然蹶起武道を錬磨し、翻々の操浩々の気を養成すべきなり。異日国家急あるに際し、金甲を抜き、鉄驪に跨り、風雨を叱咤し、義勇公に奉じ、皇国を盤石の安に置くべきものは本部員たるもの期せざるべからず…今や吾校撃剣部柔道部を置き益武道を練習す…諸君奮往勇進、東北武道復興の率先者たれ」(YJ, 1894, p.52)と述べている。この YJ の発言から二高柔道部が忠君愛国的な意義を武道に込めて用いていたことが分かる。同時期の嘉納は柔道の稽古を通して「愛国の心を固うさせ」ることを説いており(嘉納, 1889, p.471)、忠君愛国の育成という点で二高柔道部は講道館と一致している。ただし、尚志会では柔道は武道に含まれる種目と理解されていたが、嘉納は武道という用語をほとんど使用せず、武道と柔道は概念上区別して、混用を避けていたといわれる(永木, 2009, p.13)。このように武道と柔道の概念上の関係については二高柔道部と嘉納との間で異なっていたことが指摘できる。

さて、二高柔道部の指導にあっていた湯浅は明治 27(1894)年の半ばに病気を理由に辞任

するが、代わって明治 27(1894)年 9 月 11 日に西郷四郎(以下、「西郷」と略す)が嘱託される。西郷が論じた武道論では忠君愛国の養成は説かれず、江戸時代以来の武術の心法論³⁾を本質とするものであった。同年 12 月 25 日に発行された『尚志会雑誌』に西郷は「柔道に就き浮びし所感」と題した武道論を載せている。ここで西郷はそれまでの二高柔道部の方針に対する違和感を表明している。

柔道に就て、善かれ悪かれ、通常会員諸氏より、幾多異なる感なき能はざるは、是れ当然の理にして、敢て喋々するを要せざるものゝ如かりしかも、熟々熟慮深考する時は、其所感たるや当校の校風上にも、大なる関係を有するものゝ如く思意せらるれば、敢て不遜不敬の罪も顧みず、聊か一言を吐露して以て我尚志会々員諸氏に告ぐ(西郷, 1894, pp.31-32)

この「通常会員諸氏より、幾多異なる感」を示すために、西郷は「武道と武芸の区別及び武芸の目的」という項目を設けてその違いについて論じている。まず西郷の考える武道とは次のようなものであった。

我国武道の真相は、恰も是れ釈迦の本来空と云へるか如く、或は老子の玄と云へるが如きものと同一にして、形もなく、声も無く、臭も無く、実に靈妙不可思議なものなり…人若し此武道の、堂奥に通悟徹透する時は、心気豁然、邪念邪欲は、飛然として煙散霧消し、千惑万迷は、滾々として氷解し去り、生死の別、有無の等を明にして、必ず安心を得、故に心と体と同化一致して、心体の為に動かず、体心の外に惑はず、心胸常に洞らかにして、全体皇皇たるを覚ゆ(西郷, 1894, p.33)

西郷はこう述べたあと、柳生流、起倒流、神道一心流の伝書から、不動心、本体などのいわゆる心法論を引用する。では西郷にとって武芸とは何であったか。西郷はいう。「武芸(即ち剣柔等の仕合)は、則ち人をして、其武道の堂奥に悟入せしめ、以て変凡為聖たらしむるの、方法手段」であり、「決して単に、巧妙に剣を振り、巧妙に人を投倒する等、区々たる技術の上達を目的とするものに

非ら」ざるものである(西郷, 1894, p.33)。このほかに西郷は「徳性上に及ぼす武芸の効果」として「敏捷鋭潔」「遠慮覚悟」「活発決断」「自守自信」「沈勇忍耐」「剛毅義侠」などの勝負の心得を挙げている(西郷, 1894, pp.34-35)。

嘉納は柔道を創始する際に不動心や本体といった心法論を柔術との質的差を強調するために捨象し、柔道における心の教育は柔道修心法として「理想の人間関係秩序」と「心の完成」を説いたが主として前者を重視したといわれる(寒川, 2006, pp.255-256)。また、寒川は忠君愛国が理想の人間関係秩序を志向したものであるのに比して、心法はあくまで個人の心の完成を目指した点で「政治的ベクトルを有さない」(寒川, 2006, p.256)と指摘している。この点を踏まえて所感を読めば、西郷と嘉納の間にある相違点が見えてくる。すなわち西郷の武道論は、江戸時代以来の武術の心法論や心得を直接継承したもので、柔道と忠君愛国を結びつけることはなかった点において、それまでの二高および嘉納とは一線を画する。西郷の武道論は西郷自身が講道館入門以前に天神真楊流の道場で稽古を積んでいたことも影響していると考えられるが(牧野, 1983, pp.52-57)、他方で天神真楊流以外の流派の伝書を用いてこれを示しているところには、彼なりに武術の心法論を研究した跡が垣間見える(西郷, 1894, p.34.)。他方、このことは 19 世紀末の講道館内部においては嘉納の柔道論のみならず近世武術の心法論が雑居していたことを示している。講道館内部で嘉納の柔道論が門人にどのように伝わっていたのかは本研究の目的ではないのでここでは論じないが、今後の課題となるであろう。

また西郷は、二高柔道部や嘉納のような忠君愛国を説かなかった。西郷にとって重要なのは心法的な境地としての武道への悟入であり、柔道はその手段に過ぎなかった。そして西郷は尚志会のような撃剣・柔道の総称には武道という用語を使用せず、「武芸」を用いたのである。

こうした西郷の武道論が二高内でいつまで影響力を有したのかは判断し難いところがある。西郷もまた 12 月の稽古中に肩を痛め、翌明治 28(1895)年 2 月には二高柔道部を去ったため

ある。ただし、後述するように西郷が去った後にも二高柔道部は心法論的な柔道の批評を記しているため、西郷の影響力はある程度残っていたものと思われる。

3. 尚志会大会と柔術家の参加

昭和 10(1935)年に桜庭武が『柔道史攷』のなかで「明治以後の柔道は、すべて講道館柔道である」(桜庭, 1935, p.196)と主張して以降、柔道史において柔術は柔道との相剋のなかで徐々に駆逐されていくものとして描かれてきた。

しかし社会学者の溝口紀子によればこうした「これまでの柔道正史は、嘉納を中心とした講道館柔道の歴史である。そのため、大日本武徳会(武徳会)や警視庁・高専柔道の歴史がそれぞれ切り取られ、いわば秘史として散在しており、またこれらの秘史については、講道館(正史)とどのようなかわり合いがあったのかという研究がなされていない」(溝口, 2013, p.19)という。溝口は「柔道正史」の要点の一つとして「講道館柔道は、柔術各流派に警視庁武術大会等で各流派に勝利することで柔術界を統一し、それ以降、柔道(講道館柔道)となっている」(溝口, 2013, pp.25-26)ことを挙げ、「柔道正史では、講道館以外の柔道や、柔術諸流派は、明示的に論じられてこなかった」と指摘している(溝口, 2013, p.26)。溝口のこうした主張は本研究の問題意識と重なる。本節は溝口の主張を踏襲し、では柔道と柔術がどのように関係していたのかを二高柔道部と柔術家との関係から描き出したいと思う。

尚志会は定期的に尚志会大会を開き、各部の競技会を催していた。第一回大会は明治 26(1893)年 11 月 25 日であり、明治 30(1897)年 11 月 4 日までに 8 回大会が開かれている⁴⁾。この大会では柔道部も乱取と講道館柔道の形を披露している。

この形の演武には柔術家が参加する機会もあった。第 3 回の大会では西郷と宮田孝二郎(以下、「宮田」と略す)が、第 5 回では辻暎(以下、「辻」と略す)と宮田が起倒流裏ノ形を行っているが、これはのちに講道館古式の形と称される形であるため、これを除くと、明治 29(1896)年 11 月 29 日の

第 7 回大会には二高柔道部最初期の指導者であった殉国館の館長加藤とその門人の渡邊武夫(以下、「渡邊」と略す)が天神真楊流の初段立合の形を披露し、剣徳流及び眞極流の形を「渋谷氏」「湯目氏」が披露している(三上, 1896, pp.5-6)。剣徳流は仙台藩に伝承された武術流派であり、剣術が主体であるが柔術を含んでおり、乱取はなく、形の稽古のみを専らとしていた。

また、講道館の形が披露される場合にも心法的な評価がなされる事があった。第 7 回大会からは各形の演武に概評が加えられはじめるが、二高柔道部員の三上景忠(以下、「三上」と略す)は石幡伊三郎とともに披露した講道館投の形について「虚心平気即心無我を以て、柔道の真々如々たる所以とせば、其の形に於て顯はるゝ所も、亦円満にして、空寂ならざる可からず」(三上, 1896, p.5)と自賛している。西郷が二高を去って 2 年近く経とうとしていたが、このような虚心平気や即心無我など心の在り様に着目する視点には西郷の武道論が影響していると考えられる。

柔術家は乱取にも参加していた。明治 28 (1895)年 11 月 24 日の第 5 回大会では柔道部員の「部員同士の戦は気自ら振はざる者あり」(宮田, 1895, p.3)という理由で天神真楊流柔術の殉国館の門人と乱取をしている。試合ではないので勝敗はつけなかったが、殉国館の巧みな技に圧倒され「遺憾にも敗れたりと云はざるを得ず」(宮田, 1895, p.3)と反省している。また第 7 回大会では模範稽古として二高柔道部員の伍堂卓雄と殉国館の渡邊が乱取を行い「互ひにその勇を恃み、稍や剛術を試みたるの嫌なき能はず、之を勝負として見れば、間然する所なきが如しと雖も、模範稽古としては如何の者にや」(三上, 1896, p.11)と評価されている。二高柔道部では力づくで相手を制することを「剛術」と呼ぶが、普段稽古している合理的な技の動きをも忘れさせる熾烈な意地の張り合いだったことが窺われる。

このように二高柔道部にとって柔術は身近な存在であったが、講道館は憧れの対象であった。二高柔道部はたまたま仙台に来て尚志会大会を參觀していた講道館初段の「鈴木」「大和」らに急遽第 7 回大会での模範稽古を依頼している。柔道

部員の三上は模範稽古を評して「見る者をして恍惚たらしむ」(三上, 1896, p.10)と述べている。鈴木、大和はこの後時々道場に来ては辻とともに指導にあたるようになり、「以来柔道部其の面目新たに」(三上, 1896, p.10)襟を正すのであった。

二高柔道部員は指導者や門人を通じて講道館とつながっていた。三上、宮田をはじめ常念保平、溝口歆十郎、伊藤理三郎、安藤政得、といった人物もまた二高入学以前に講道館での稽古経験をもっていた(常念, 1893, pp.8-9)。また第 7 回大会には嘉納の下で柔道を修行したことのある早川という柔道部員が、「師友に対して傲慢の挙動、不遜の言語」(三上, 1896, p.11)を発し、三上に批判されている。三上は「柔道の要旨は智育徳育体育の三者を養ふに有りと、而して君は曾て東京に在る頃、嘉納先生に従ひて、教を受けたるの人なり、今にして其の徳を潰し、其の武を潰す、慨するに堪ゆべけむや」(三上, 1896, p.11)と批判したが、嘉納の柔道論が三育主義に基づいているという指摘は現在の研究水準(寒川, 1994)からみても的を射ている。

このように大会の様子をみても明治 30 (1897)年まで二高柔道部では嘉納の柔道論以外に嘉納が好まなかった武道という表現や嘉納が柔術から柔道を創り上げる際に捨象した心法論などが併存していたのである。また、二高柔道部にとって柔術家は駆逐すべき相手だったのではなく、交流することで互いに技量を高め合う身近な存在だったのではないかと考えられる。この点は柔道正史において柔道に駆逐される対象として描かれてきた柔術とは異なる柔術と柔道との関係性が窺えるだろう。

4. 二高柔道部の規則

二高柔道部では明治 26 (1893)年 10 月に湯浅が指導者に就任してから部内の規則が整えられていった。明治 26 年 12 月の『尚志会雑誌』第 3 号には、「勝負規則修業規則修業者心得」(尚志会, 1893f, p.75)が柔道場に掲示されたと記されているが、ここでは「勝負規則」と「修業者規則」に注目したい。

勝負規則

第一条 勝負は一学期中一回執行するものとす但し勝負を始むるの時は其都度之を道場に掲示すべし

第二条 勝負は最下席の者より漸次上席の者に及ぼすを以て成規とす

第三条 下席の者上席の者に勝つときは其順序を改め勝ちたる者を以て上席とす

第四条 欠席者及び自己の勝負時間に後れて出席する者は其下席に位する一人に負けたる者と見做し一席を下す

第五条 勝負は二本を以て之を定む

第六条 久しく組合たるも勝負なきときは判定者は一本勝負との掛声をなし其後一本にて勝負を決せしむ

第七条 一本勝負を掛声の後尚お久しく勝負なきか若しくは互に一本の勝を得たる後勝負なきときは判定者の見込を以て之を引分することある可し但し其場合に於ては先に上席に在りたる者は依然其席に存じ其上に位する者と勝負するを得而して若し又之に勝ちたるときは先に下席に在りたる者其負けたる者と勝負することを得

第八条 一人の者一本勝負を得たる後久しく勝負なきときは判定者の見込を以て之を勝利者と見做すことある可し

第九条 一回の勝負を為したる後五分間以上の休息を請うときは次回の勝負に負けたる者と見做す但し事情により判定者特別に休息時間を伸したるときは此限にあらす

第十条 隣席の者と勝負を辞するとき其勝負に負けたる者と見做す但し当日既に二本の勝負を為したる者は此限にあらす

第十一条 判定者は必ず教師之を為すものとす

第十二条 未だ勝負に堪えずと認むる者には此規則を應用せず(尚志会, 1893f, pp.75-76)

勝負規則は校内で試合を行う際に使用された独自の審判規定であったが、成文化された柔道の審判規定としては管見の限り最古のものである。これまでの柔道史における試合審判規定の研究では明治 32(1899)年に制定された武徳会の乱捕試合審判規定が最も古いものとされてきた。また、武徳会の審判規定を基にして講道館でも明治 33(1900)年に講道館乱捕試合審判規定が制定されている。しかし、二高柔道部では武徳会の

審判規定に先立つこと 6 年も前に審判規定を制定していたのである。また勝負規則の内容については、試合は二本先取で勝負が争われる「三本勝負」⁵⁾(老松, 1976, p.75)で行われ、勝ち抜き試合が前提とされていたことが窺われる。三本勝負は武徳会や講道館の審判規定にも採用されていることから、当時柔道の試合は三本勝負が常識であったと考えられる。さらに試合時間の取り決めはなく、判定者(教師)の「見込」によって引分けにするかどうか判断された点もまた武徳会や講道館と共通している。一方で、武徳会や講道館の審判規定にみられた禁止技に関する条項が無い点には発展途上の様子が窺える。

では、どのような時に「勝負規則」は用いられたのだろうか。それについては「修業者規則」の第一条及び第二条に示されている。

修業者規則

第一条 修業者を六級に分ち初めて修業する者を六級とし修業成績の顯はるゝに及んで五級に上せ順次に進めて一級に至らしむ

第二条 修業者の階級は臨時勝負の上教師之を定む(尚志会, 1893f, p.76)

このように校内では独自に階級が制定されていたが、昇級試験のための校内試合において「勝負規則」は用いられたのであった。例えば、各規則制定直後の 12 月 3 日には「第一回定期勝負」が行われ、「勝負施行の翌日清田氏は四級に、鳥越石幡中村杉本小野木熊谷儀島田の七氏は五級に昇られたり」(YJ, 1893, p.52)とある。このような階級や昇級制度もまた二高柔道部が独自に制定したものであり、柔道部員の稽古に対する意欲を駆り立てる意図があったと考えられる⁶⁾。

しかし、明治 36 年以降にはこうした独自の階級制を講道館の段級制に擦り合わせていく試みがなされていく。明治 36(1903)年 9 月に二高柔道部の階級は以下のように改正された。

- 一、一級より六級に分つ事
- 二、一級は講道館初段以上及び之れに相当する者
- 三、二級は講道館甲組或は乙組及び之れに相当する者

四、三級は講道館乙組及び之れに相当する者
 五、以下六級に至り本部に於て修行する会員をば六級に編入す、
 但し一級は黒帯を用うべく二級三級は赤帯を用うべきものとす(尚志会, 1904, pp.138-139)

甲組、乙組とは講道館が制定した段級制の一種であり、当時、講道館の機関誌であった『国士』第4巻28号によれば、「無段者に幼年組成年組の区別を立て、成年組には甲乙丙、幼年組には一級より六級に至るまで階級あり」(造士会, 1901, p.91)とある。二高の階級は講道館の幼年組とは異なる階級であり、講道館の無段者成年組と有段者に跨るかたちで改正されていることが分かる。また、講道館の甲乙丙は白帯をつけるが、二高では赤帯をつけるなども独自の試みであろう。このように階級制は、明治36(1903)年以降、講道館の段級制との調整も図られることとなり、結果的に講道館の柔道が普及する上での接ぎ木の役割を果たしたといえるだろう。

Ⅲ. 二高柔道部の競技化とその諸相

先にみたように明治30(1897)年までに、二高柔道部は思想、尚志会大会などにおいて、伝統的な柔術との連続性を、他方で審判規定において講道館に先行していたことを示していた。規則については明治36年(1903)年9月に改正され、講道館の階級制と調整が図られるようになるが、この年は、柔術との交流が途切れる年でもあった。

また、明治30(1897)10月-から二高柔道部では飯塚国三郎(以下、「飯塚」と略す)が講道館より派遣されるが、翌明治31(1898)年11月1日付で辞めており(尚志会, 1898a, p.63)、同月26日より明治36(1903)年まで「大木」(尚志会, 1898b, p.46)という人物が指導者となっている。また、明治36(1903)年半ばより大木に代わって「鹽谷」という人物が指導にあたっている(○△, 1903, p.73)。しかし、明治30(1897)年までの指導者に比べて、その影響力がどのようなものであったかについては『尚志会雑誌』からは窺えなかった。むしろ明治30(1897)年以後は学生の主体的な活動が活発化した時代なのではないかと考えられる。

したがって明治31-36(1898-1903)年のおよそ6年間は二高柔道部に残存した柔術的な伝統の側面が衰退する過渡期だと考えられる。では、その時期どのような事が起きていたのか。本章では二高柔道部が主催した市内連合柔道大会(以下、「市内大会」と略す)と対一高戦を中心に考察していきたい。

1. 市内連合大会の成立と参加団体

明治31(1898)年6月15日に二高柔道部は第一回の市内大会を開催している。同年4月15日の一度目の対一高戦で勝利した後、「締めん兜の緒も忘れて」気の抜けた柔道部に「武者振」を取り戻すために「市内の名士を駆りて、一大連合試合」を行うものであった(出古鋒, 1898, p.49)。

前章で考察した尚志会大会同様、第一回市内大会においても、「手取りの弘武館、揚震流の制剛館」(出古鋒, 1898, p.49)といった柔術道場からの参加があった。以後、柔術家と二高柔道部の交流は尚志会大会ではみられなくなり、専ら市内大会でみられるようになった。

本大会の参加団体について詳細にみてみよう。本大会には先に挙げた柔術道場以外には仙台市内の尋常中学校及び尋常中学位校、師範学校などの各種学校のほか、警察からの参加もみられた。大会記事をみると、まず校内の紅白試合が行われたあと、形の演武があり、「他流と他流、他校と他校の試合」が「三本勝負」で行われた(出古鋒, 1898, p.51)。各種学校ではおそらく二高同様、主として柔道が行われていたと思われるが、「警察にては揚震流を学び、専ら逆、絞、固、に長する」(出古鋒, 1898, p.53)とあり、仙台市内の警察署では「揚震流」の稽古が課せられていたことが分かる。

このように警察と柔術道場が市内大会へ参加していたが、明治32(1899)年5月の第2回市内大会以降、警察署からの参加者がみられなくなる。警察署の参加がなくなるのはおそらく明治32(1899)年3月22日に宮城県下に武徳会支部が発足し(坂上, 1989, p.84)、武徳会の一大行事である武徳祭後の演武大会が同年より5月5日

に開催されるようになったためと思われる(中村, 1985, p.18)。つまり武徳会支部と気脈を通じる県下の警察署は同じく5月に開催される市内大会ではなく武徳祭への参加を優先するようになったのではないかと考えられる。

続いて柔術道場からの参加もみられなくなる。明治34(1901)年の第4回市内大会までは制剛館が対外三本勝負に参加していた。ところが、明治36年(1903)年4月の第5回市内大会では「各学校選手対本校選手」(○△, 1903, p.72)という試合が組まれたものの柔術家が登場するプログラムは組まれず、以後市内大会は仙台市内の各種学校と二高との対校戦の形式がとられるようになった。こうして、市内大会は各種学校間の対校戦という色合いが濃くなり、柔術家との交流は希薄になるのであった。各種学校との市内大会は明治37(1904)年まで実施されたことが確認されるが、柔道部は、結果的には「東北武道復興の率先者」として仙台市内における各種学校の柔道部活動を盛りあげるようになったのである。

2. 形の「儀式」化と低迷

市内大会では形の演武も行われ、第1回市内大会には前章でみた第七回尚志会大会と同様、殉国館の加藤による天神真楊流、及び仙台藩に伝わる剣徳流が形の演武を披露している。しかし形の演武も明治32(1899)年の第2回市内大会以降は柔術諸流が形の演武を披露することはなくなり、専ら二高柔道部員及び指導者による講道館の形が披露されるようになる。

第1回市内大会では講道館の形に対して、聊か厳しい評価が下されている。例えば、投の形では「此至難の形を演じて綽々余裕を示し、柔能く剛を制する、柔道の消息を伝ふる処、敬服に堪へず、然れども尚英氣迸発の余、聊か規條を脱するの嫌なきを得ず、殊に末段捨身業に於て之を見る、尚一段の修養を要すと云はん乎」(出古鋒, 1898, p.52)と、評されている。ただし、これは演武者を信頼し一層精進することを願ってのことであったと考えられる。第1回市内大会ではそのほか「勝負之形」は「両々氣満ちて頗る壮」と評され「五之形」では、「両氏虚心平氣、沈着の裡活

氣を失わず」と心理的な内面への積極的な評価がなされている(出古鋒, 1898, pp52-53)。寒川(1994; 2006)によれば、嘉納は柔道から心法を捨象するのみならず、心身二元論の立場から柔道を構築しており、柔道における身体運動は諸種の実験器具で測定可能な面のみを評価する自然科学の問題として考えられていた。しかし、出古鋒の評にみられるようにこの頃の二高柔道部には演武者の身体運動から心理的な内面を評価する身心不可分な観点が残っていたのである。

しかし、こうした講道館の形も第2回市内大会以降、「儀式」化の傾向がみられるようになる。第2回大会における投の形の評価は「徒に外觀の修飾に捕捉せられて比較的眞正充實の氣を見ること能はざりし感ありしは頗る遺憾(傍点、筆者)」(尚志会, 1899b, p.115)と批判されている。このような「外觀の修飾」は個々の演武者の問題でもあったが、第2回市内大会以降の形についての批評をみれば演武者の心法を評する記事は見当たらず、外觀に関する批評が目立つようになる。例えば第4回市内大会における投の形の演武は「余裕綽々輕妙自在、或は双蝶花間の舞となり、或は百雷轟爆の響[傍点、筆者]」(尚志会, 1901, p.96)と評された。また「勝負之形」は「整々と攻め、堂々と守り、規矩整然、一糸乱れず、その鉄脚乱下の間を自若として体をかはせば、雷光一閃畳上の声となるに至ては、思はず襟を正しうせしむものあり」(尚志会, 1901, pp.98-99)と演武者の心の内面を批評する言葉は見当たらず、「五之形」においても「合しては分れ、分れては合し、虚を外して実を突き、右に遁れて左を襲ふ、一挙手一投足悉く皆活殺の道、一進一退円転の妙を極む、其の條忽として空に躍り、轟然とし畳上に横はるや、達谷窟氏の長大、自ら一段の見栄を添ふるものゝ如し[傍点、筆者]」(尚志会, 1901, p.99)と外觀への批評であることがみてとれる。

また、第4回市内大会では形の軽視が決定的なものとなる。大会記事によれば、学校間の試合が行われ、「勝負の形」と「五之形」が演武されたのち「漸く幕内錚々の顔ぶれとなり」対外三本勝

負が行われたが、「勝負之形五之形は畢竟「土俵入り」的儀式に過ぎず」(尚志会, 1901, p.99)、と述べられた。形の演武は試合と試合の合間をつなぐ「儀式」と考えられたのである。

明治 36(1903)年 4 月 15 日の第 5 回市内大会では投の形と五の形が演武された。そこで投の形は「一瞬の呼吸にても外せば此上もなき醜態を露はすに至りぬべしとぞ、かゝる至難の業にも拘はらず、通して綺麗立派にやっつてのけたるは、おぞや、日頃の鍛へる業の効目と知られたり」(○△, 1903, pp.71-72)と評され、五の形は「慎重に行はざればドンナ所からしてブマとなり、威様ある筈の形も見るに堪へざるザマとなりなん」(○△, 1903, p.73)とやはり外観への批評が目立つのである。

明治 37(1904)年 5 月 13 日の第 6 回市内大会でも「五ノ形」、「投の形」、「古式形」が演武されている。だが、「模範的の形は茲に終はり十数番の活発々地の仕合は終り余すところ六番の三本勝負これぞ当日の幕の内所謂大詰の活劇か」(豚尾冠者, 1904, p.101)と、またも形の演武は第 4 回市内大会同様の軽視されたのである。

『尚志会全史』によれば「この頃〔明治 39(1906)年頃:——引用者注〕は校内紅白勝負多くして対校試合少なし」(山本, 1937, p.190)と記録されており、明治 38(1905)年、明治 40(1907)年と対外的な大会の記録は記されていない。ただし、明治 40(1907)年 12 月 1 日には「第二回市内連合大会」⁷⁾があり、市内の中学校と専門学校の柔道部を相手に対校戦を行っていたが、形の演武は行われていない(尚志会, 1908, p.106)。

このように概ね明治 32(1899)年を境に形は心法よりも外観が注目され、明治 34(1901)年以降には試合に従属する「儀式」という位置づけを与えられるのであった。では、試合はどのようにして重視されるようになったのだろうか。市内大会、尚志会大会及び対一高戦の様子から考察したい。

3. 試合特有の技術の発生

二高柔道部では元来、試合を実戦に連なるものと考えていた。明治 31(1898)年の第 1 回市内大会で二高柔道部では「揚震的の剛術」(YJ,

1898, p.52)と揚震流を評し、柔術が柔道に比して実戦的とは考えていなかった。二高柔道部は揚震流を採用していた警察について次のように評している。

実際の格闘に於て、要する所は、技術の上よりも、寧ろ一片侵すべからざるの意気にありて存す、況や半夜街頭陰暗きの処、良心に背て競々事を為すの輩を制する、大喝一声、先つ彼れ己に氣に於て劣る、技に於て聊か達する処あるも、此際何の効あらんや、之れ警察柔道が活気飄々、然かも剛術に傾くの所以ならん乎、然れども堂々演武場に立て相挑む、此種の剛術其効を奏するの少きは元より其所なり(YJ, 1898, p.53)

このように実戦では相手を心理的にひるませる工夫が重要で格闘の重要度はその次であった。そのため、柔術は技術的な練磨が足りず体力に頼った「剛術」に傾きやすい。結果的に柔道との試合において柔術の技術は洗練されていないことが露呈されると二高では考えられていた。

嘉納は講道館の創立以来、「実際の格闘」方法を学ぶことを勝負法と称し、柔術から継承した柔道稽古の一目的として数えていた。二高柔道部でも勝負法のために創られた「勝負の形(現在の「極の形」:——引用者注)」を市内連合柔道大会や尚志会大会で演武している。明治 31(1898)年 11 月 19-20 日に行われた第 9 回尚志会大会で柔道大会記事を執筆した針の山守は次のように述べている。

柔道に至っては我が国古来よりの武術運動として之を修得せば、又た自身を防衛するの道に於て得る所少なしとせず、啻に腕力を頼み剛術以て敵を圧倒して得々、単に勝敗をのみ之争ふに至りては、大ひに吾人の快とせざる所(傍点, 筆者)(針の山守, 1898, p.14)

このように、二高柔道部は尚志会の掲げる武道のみならず、柔道の勝負法にも注力していたのである。二高柔道部は「剛術」を忌み嫌ったが、勝負法の観点から揚震流を剛術と批判したところには、在来の柔術よりも柔道の方が技術的に優れていることを主張したかったものとみえる。そして

柔道は試合で培った剛術ではない勝負法で「自身を防衛する」道だと考えられていた。

ただし、二高柔道部は試合の勝敗を軽視していなかった。同じく、第9回尚志会大会では大会記事を執筆した針の山守は明治31(1898)年4月15日に行われた一度目の対一高戦をうけて次のように述べている。

勝負を以て運動の盛衰に影響を与ふるの刺激剤なりせば、勝負を争ふの事、必ずしも度外視すべしにあらず、而して、我が会員の勝負を見る事、斯の如く夫れ冷、運動を見る事、斯の如く夫れ淡なりせば、何を以てか永遠五城の下に屯在して、雄を一方に称し、天下の運動場裡に馳駢〔並び立つこと——引用者注〕するを得んや(針の山守, 1898, p.14)

針の山守は尚志会会員が試合の勝敗に関心を持たないことに不満を抱き、試合の勝敗が陸上運動部活動の「盛衰に影響を与ふる」と主張したのであるが、そこに勝敗に対する尚志会としての意義が見出され始めたのではないか。また、二高柔道部が背負っていた「東北武道復興の率先者」という使命は市内大会や対一高戦といった対外試合においてプレッシャーになっていたのではないだろうか。このプレッシャーが影響したのであるか、明治32(1899)年4月11日に行われた二度目の対一高戦の後、二高柔道部は同校の学生から次のように批判されている。

柔道部に於ては、或る熟練者の為に専有せられ、而かも彼等は薩閥的なり、無闇に人を抑圧せむとす。彼等は超然的なり、部中一団を形りて、悉く該部を支配せむとす。彼等は排他的なり、傲慢気に大柔術師を気取りて、未熟者と視れば惨酷に、はた剛術無的法に殪倒して、得々至れりと為す(尚志会, 1899c, p.117)

「柔道部選手に激す」と題されたこの記事は、対一高戦に出場した選手を批判するものであった。これをみれば、対一高戦に出場する「彼等」「熟練者」の稽古が部の中心的な活動になっていたことが分かる。それは、対一高戦に向けた二高柔道部選手の試合のための稽古であった。そし

てその選手は選手外の部員を「剛術」的に力づくでなぎ倒し、「未熟者」の活動を妨げたのである。「剛術」は二高柔道部が嫌った勝負法の在り方であったが、試合を優先するあまり柔道が勝負法の稽古であることにも意識が向かなくなっていたのである。

そしてこの明治32(1899)年4月に行われた2度目の対一高戦で二高柔道部は試合で負けなため技術を一高にみせつけられることとなる。これを検討する前にここで、対一高戦の審判規定を検討しておこう。2度目の対一高戦までは講道館でも審判規定を成文化するには至っておらず、武徳会でも2度目の対一高戦と同年に制定されている。この武徳会による審判規定の制定の具体的な月日は定かではなく、2度目の対一高戦の前に制定された可能性もある。しかし、仮にそうだとすると対一高戦の審判規定が武徳会の審判規定に制約された可能性はほとんど無かったと考えてよい。なぜか。

明治31(1898)年4月の対一高戦は「投固絞を限り挫、当を除く」(中里・馬島・館田, 1912, p.64)かたちで行われた。翌年2度目の対一高戦も「投、絞、抑へ込の三種、逆なし」(西川, 1937, p.371)を以て競技することとなり、当身技と関節技を禁じた。当身技の禁止は講道館及び武徳会の審判規定でもみられ、安全に配慮した結果と考えられるが、「挫」「逆」すなわち関節技は相手を制する上で有効な技法であり、講道館及び武徳会の審判規定において使用が認められていた。このことを考慮すれば、2度目の対一高戦時点で一高や二高が武徳会の審判規定に制約されていなかったことが分かる。また、いずれの対一高戦も一試合15分で三本勝負ではなく一本勝負であったことから二高の勝負規則は適用されなかったとみられる。なお、明治43(1910)年に行われた3度目の対一高戦以降は脚への関節技の使用がみられるため(西川, 1937, p.407; 中里・馬島・館田, 1912, p.88)、武徳会の審判規定がベースになったと考えられる。

さて、2度目の対一高戦で一高柔道部員は頻繁に腰を引いた姿勢で相手に攻撃させないように努めていた。これを二高柔道部は「頑張り腰」

や「及び腰」と称して、『尚志会雑誌』上で批判した。例えば、一高の原田森吉(以下、原田と略す)は「「及び腰」を以て敵吾の間合いを常に数尺の遠きに及はしめ、自護一方に身を固め、時々巴を以て勝を制するの策のみに出つ」選手であり、この戦法によって二高の石塚受禄と岩村環の二人に勝利していたが、続く古川與四吉(以下、「古川」と略す)の小内刈に対しては及び腰も分が悪く、「頑張り続けし勇猛の力も此に却て利せられて、小内刈に倒れた」のである(尚志会, 1899a, pp.94-95)。

これに比して、一高柔道部部史が載せられている『向陵誌』では、原田の姿勢を「及び腰」とは述べず、古川との一戦も巴投を狙う姿勢に小内刈を合わせられたと記している(西川, 1937, pp.371-372)。また、二高の石井波平(以下、「石井」と略す)は『向陵誌』上では相手を倒そうと技をしかけてこない「防御練習術の王」(西川, 1937, p.376)と揶揄されているが、二高の『尚志会雑誌』では「練体の妙に達し、未だ嘗て敵に背を向けず」(尚志会, 1899a, p.102)とされ、消極的な表現は避けているのである。

このように及び腰など消極的な言い回しは虚偽ではなく、相手の姿勢や戦法の一面の真理を突いていたのである。また、こうした表現を前提に二高柔道部の一高選手の評価をみれば、「白軍の白眉村地氏は出でぬ(中略)進退の軽捷なると其体勢が整然として「及び腰」にて無暗に頑張るが如きの状なきとは、白軍中独り君を数ふるのみ」(尚志会, 1899a, pp.100-101)であり、二高柔道部の立場からみれば一高柔道部選手の多くが「及び腰」で「頑張る」ことで二高柔道部の攻撃を凌いでいたのである。その結果、試合の終盤にさしかかり、審判を務めた講道館の富田常次郎から防御姿勢の禁止が言い渡されたのである。

[一高の外山岑作は——引用者注]組めば則ち膝を折りて防勢を取り俄に勝敗を決する能はず、離るれば則ち又近くことなく場の周囲を周走し、染谷氏[二高の大將——引用者注]従容迫らず大手を拡げて之を捕へんとす(中略)外山氏は斯の如くにして防御を講じ唯に時間の経過と大將の疲れんことを望みき然れども真に武を角

するもの、快しとせざる所審判者は遂に膝を地に折ることを禁じぬ(尚志会, 1899a, pp.103-104)

このように 2 度目の対一高戦における防御姿勢の多用は学生柔道の試合が講道館の「快しとせざる」方向へと向かいつつあったことを示しているのである。

結果的に二高柔道部は一高柔道部に敗北を喫してしまうが、この経験は二高柔道部の稽古の在り方に大きな影響を与えたと考えられる。二高柔道部は建前としては「及び腰」での戦い方を好まなかったが、明治 34(1901)年の第4回市内大会の大江真吾と右田百太郎という二高同士の試合では遂に「整々堂々の陣を張りて生々澁々の技を競ひ」あうという「壮にして美なる所以」に反して「控え腰」、「頑張り腰」など腰を引いて負けない戦い方を選ぶ選手が現れ始めるようになる(尚志会, 1901, p.97)。これ以降、同校の学生に批判されながらも、二高では防御姿勢を主体とする戦い方が増加するようになる。

明治 35(1902)年 5 月 17 日には「第六回市内連合大会及第十二回柔道部大会」という市内大会とはまた別の市内の大会があり、講道館の投の形、五の形が演武され、各種学校、制剛館と二高との間で紅白試合も行われていた。この大会の記事を執筆した城陽は、「成功は荣誉なり、敗衄は恥辱なり、然りと雖も(中略)今回の仕合に見るに吾軍余りに慎重の態度を取り、縦横奮撃以て其技を戦はずなく唯々防御の地位に立てるは実に遺憾」(城陽, 1902, p.41)であると批判した。

また、二高柔道部では対外試合のみならず校内試合でも「及び腰」、「控え腰」、「頑張り腰」と呼ばれる腰を引いた防御姿勢が用いられるようになった。明治 32(1899)年の 2 度目の対一高戦以前にはみられなかった校内試合におけるこうした傾向の具体的な要因は定かではない。考えられるのは二高柔道部員には「校風興振の中堅」(城陽, 1902, p.41)とみなされ、校風の振起のために忠君愛国的な武道の修養に励むことが期待される一方で、城陽が敗北を「恥辱」と述べたように、敗北を受け入れ難い雰囲気台頭し、自然と腰を引いて投げられない姿勢がとられるようになって

いったのではないかと考えられる。理念としては勝敗に囚われず、修養に励むことが唱えられ続けたが、選手が腰を引いた防御姿勢をとるようになって実態としては修養から遠ざかり勝敗にこだわるようになったのである。

このように対校戦が活発になれば、自校の勝利を優先するために個々の選手は負けない戦い方を選択していくのである(拙稿, 2013)。各校では正々堂々と戦うことを標榜しつつも、負けない戦い方を選ぶ選手が増え続け、大正 3(1914)年の高専柔道大会の成立までには一高や二高のみならず、西日本の三高から六高の間でも負けない戦い方を選ぶ選手はみられるようになる。また、明治 40(1907)年に第六高等学校は第四高等学校(以下、「四高」と略す)との対校戦にて防御姿勢で引き分けを狙う四高の戦い方を「ガンバリ」と称したが(拙稿, 2013)、この表現は二高から寄贈された『尚志会雑誌』から援用した可能性も考えられる。

二高柔道部は市内大会や対一高戦といった対外的に負けられない戦いを幾度も経ることで、腰を引いた防御姿勢が用いられるようになっていくのであった。しかし、これは試合のための防御の技術であり、実際の格闘場面を想定して開発された技術ではなかった。このように対外試合が重要になるにつれ、試合に特化された防御の技術が発展したのであり、そこに柔道の勝負法が後退していく契機があったと考えられる。

4. 勝負法への回帰と競技化

ここまでみてきたように二高柔道部では少なくとも明治 40(1907)年までには勝負法の稽古は低迷していた。またその過程では西郷以来の武道論(心法論)の後退や柔術家との交流の希薄化もみられたのである。

こうした二高柔道部の状況は経緯こそ違うが、西日本の高専柔道大会を形成していく旧制高校同様、稽古の目的が個々人の修養から試合で負けないことへと変化していったものと考えられる。ただし、二高柔道部が三度目の対一高戦を実施するのは明治 43(1910)4月6日のことであり、二度目の対一高戦から11年もの歳月が過ぎていた。

この間、二高柔道部は市内の各種学校相手に「東北武道復興の率先者」として負けられない戦いが強いられたものの、『尚志会全史』によれば、「年々の成績は常にわが良好を誇る」(山本, 1937, p.188)ものであり、指導的立場は守られていた。頻繁に対校戦が実施され、競技化と高専柔道大会成立に活動を割かれ続けた三高、四高、五高、六高とは異なり、二高は競技化という面では緩やかに展開していたものと考えられる。

そうしたなか、二高柔道部の在り方について徹底して反省する人物が現れた。西原連三(以下、「西原」と略す)である。西原は明治 42(1909)年に二高へ入学し、柔道部へ入部した。明治 43(1910)年の対一高戦時には初段であり、副将を務め、翌明治 44(1911)年1月8日には講道館より二段を授与され、同年5月の尚志会大会では1・2年生を相手に8人抜きをみせるなど、二高柔道部内でも影響力のある人物であった。

明治 45(1912)年3月の『尚志会雑誌』に西原は「柔道に就て」と題した論考を載せる。まず西原は執筆の動機として「世間多くの人には此柔道を誤解し、現に修行中の者でも其真髓を捕へようと試みる志を懐く者も無く、真実に是れを考察しようとする人がない」(西原, 1912, p.113)ことを挙げる。こうした現状のために「次第に柔道の精神や形式の消失し、其価値の墮落せんとするのは我国家の為に嘆ず可き事」(西原, 1912, p.113)ではないかと問題提起するのである。では、西原にとって柔道の真髓とは何であったか。西原はいう。「柔道は此生死の間を超越せる境涯に到達するを其重なる目的とする」のであり、「換言すれば、自己に就いても、他人に就いても、活殺自在の境に体達するに有る」と(西原, 1912, pp.115-116)。どういうことか。

人間の精神活動の根本には「生存の意志」があるが、その意志に気づくには実際に死ぬかもしれない状況に出会うことが必要であり、そのとき人は「死力」を尽し、「真面目」となるのである(西原, 1912, p.115)。この「真面目に成る」と云ふ事は実に自信力を此上なく強大にすると云ふわけで、腰の据って居ると云ふのは斯の如き時の状態を指す(西原, 1912, p.119)のである。また人は柔

道に「形而上の意義を付与したい」と心がけ、「柔道は武士の残してくれた道礼儀其他の重んず可き事は誰しも口にする所であるが、扱投げたり飛ばしたりして、如何にして「武士の魂」と云ふ如きものが養成せらるゝかに就いて、一人の之れに答へし者を聞く事を得ないのは甚だ遺憾である」(西原, 1912, p.118)が、「現今の柔道に於ても人を倒し、或は殺すには先づ己れ自らの体を崩して敵に対せねばならぬので、則己れを捨てゝ掛らねば到底人に勝ちを占む事は出来ぬ。柔道の業の中に真捨身業、横捨身業と云ふ如き名称の存在するは上の事を説明して居る、是れ己れを空しうし、只一つの生命や名誉財産をも捨てゝ、他人の為に力を尽す献身犠牲の精神の萌芽をなし、根本をなす」(西原, 1912, p.117)のである。またこうしたことを「単に「知る」と云ふだけでは駄目で」、「鍛錬を重ね、次第に自得する」ことが必要である(西原, 1912, p.116)。

このように西原の考える柔道は死ぬかもしれない危機的状況に絶えず身を置くことで生存の意志を最大限発揮し、真面目に成ることを目指す方便であった。西原はそうした柔道の実践から内発的に献身犠牲などの倫理が生成されるものと考えたのである。

しかし、「今は、別に危険に臨む事は少く、其際の準備の為に柔道の修練の必要を認めない様になったために自然に柔道の目的を達する鍛錬の機会を得るに困難を感ずるに至った」のである(西原, 1912, p.116)。また、「人身の危険の場合が至って少い為めに、柔道本来の面目を失して一種の体育の為めのものとのみ人の注意するに至って、悪評を下せば、余程体操に近づいたとも思はれる」のである(西原, 1912, pp.117-118)。このように西原が二高柔道部で稽古していた時期、彼の周辺では柔道は「体育」や「体操」のように行われ、勝負法を心がける稽古は行われず、また「危険に臨む」機会もあまりなかったようである。したがって、西原は「出来得る丈け此危険なる境遇に近づき、其の際に身心共に自由自在に活躍の出来得る機会を見出す可きである」(西原, 1912, p.116)と考えた。西原は勝負法を基盤とした柔道の稽古こそが「柔道本来の面目」に適うの

だと主張したのである。それは生死の間に身を置きつつ身心の自由自在を目指す稽古であり、西郷の武道論(心法論)に極めて近い内容であった。

では、どうすれば危険な境遇に近づけた稽古はできるのか。西原は次のように提案する。まず、「勝負之形と称する比較的柔道の真の修行に近い稽古を為す事」(西原, 1912, p.118)である。実際、西原は明治44(1911)年の秋頃に部員50名を集めて、二週間の稽古に励んだが、その際「勝負之形」を用いて「柔道の目的に最も叶へる真剣勝負の修行」をしていた(西原, 1911, p.123)。また、「善く行ふ勝負と云ふのは、個人と個人との競争で、実際に死の来る如き事は勿論無いが、度胸を据える事の為に善い機会である。世間の事皆試合の時の気力を以ってすれば成らぬ事はあまいと思ふ。柔道の投業、関節業、絞業等をかけられた時は、皆此れ度合いの違った死であるとも思はれる」(西原, 1912, p.119)のであり、「要之、今の柔道の今少し一般に真剣勝負らしく行はるゝ事を切望する」(西原, 1912, p.118)のである。このように西原は試合に「真剣勝負」としての意義を見出し、再評価したのである。

明治45(1912)年6月には一高から対校戦の挑戦状が届き、西原ら二高柔道部員はこの対校戦のために7月に上京し、講道館へ出稽古している。その際、「午前は五段三船久蔵氏を招き、専ら勝負法に心を練り、午後は又雑多の勇者と獐猛なる稽古をなし、以て体力を養」っていたのである(中里・馬島・舘田, 1912, p.89)。結局、この時の対校戦は明治天皇の大喪により中止されたが、二高は勝負法の稽古も重視したのであった。講道館への合宿は大正3(1914)年8月上旬にも行われ、その際にも「朝の稽古では三船先生は勝負法とか業の説明といふものに力を入れて教へられた」(夏堀, 1914, p.85)という。こうして、二高柔道部は西原の提案をうけて、嘉納の柔道論において柔道の一目的として挙げられる勝負法を重視し、講道館へ出稽古に赴いたのであった。

IV. 結論

最後に、本研究で得られた知見をまとめるとともに、今後の研究上の諸課題について述べたい。

本研究では、まず明治期を中心に二高柔道部の特性を講道館の諸制度及び嘉納の柔道論との比較から明らかにした。明治 30(1897)年までに二高柔道部の特性である柔術家との交流、心法及び忠君愛国的な武道論の登場、勝負規則及び修業規則が成立した。

勝負規則は現在明らかにされている柔道の審判規定の成立時期(明治 32(1899)年)から6年遡る最古のものであった。それは講道館の制定する審判規定とは異なる審判規定に基づいて柔道試合が行われていたことを示しており、講道館の審判規定が日本各地に普及する際にこうしたローカルな審判規定とどう折り合いをつけていったのかを解明することは今後の課題となるだろう。また修業規則にみられる独自の階級制の存在は講道館とは異なる昇級制度が実施されていたことを示しており、講道館の段級制はこうした地域におけるローカルな制度とどう関係し合って適用されるようになったのかも今後、課題となるだろう。

二高柔道部の特性は明治 30(1897)年から明治 36(1903)年の間、徐々に競技化が進むなかで、柔術家との交流も希薄になり、伝統的な柔術との連続性を示す勝負法や心法は後退し、形の「儀式」化が進んだ。また、競技化のなかで重視されたのは「及び腰」「頑張り腰」など試合に特化された防御姿勢であった。

しかし、明治 44(1911)年以降、西原の努力で再び勝負法の稽古が行われるようになり、二高柔道部は勝負法を学ぶために講道館へ出稽古に行くようになった。また西原によって試合は勝負法の観点から存在意義を肯定された。それは勝負法の観点からは嘉納の柔道論に適う稽古への回帰であった。一方で西原は嘉納が柔術から柔道を創出するにあたって捨象した心法論に極めて近い心の在り様を重視し、さらに「体育」として行う柔道を勝負法に比して軽視するといった側面も窺えた。西原は嘉納の柔道論に拘束されることなく、自身の柔道論を形成していたのである。この西原の柔道論や西郷の武道論の出現から、嘉納の柔道論が実際どれほど門人を感化したのか、またその影響力の範囲はどれほどのものだったのか、が課題として浮上するだろう。さらに嘉納の柔道

論がどのように解釈されて普及していったのかを検討することが柔道の普及の過程を明らかにする上で課題になるだろう。

本研究では当該時期を検討する上で当然考慮すべき日清・日露戦争の影響について議論できなかった。また、他の旧制高校の検討も残されている。今後、稿を改めて論じたい。

【付記】

本研究は、科学研究費補助金(若手研究(B), 研究課題番号:24700669)の助成を得て行われた研究の成果の一部である。

【本文注】

1) 本研究において嘉納の柔道論として想定しているのは嘉納が明治 22(1889)年に行った講演「柔道一斑並其の教育上の価値」で提唱した体育法、勝負法、修心法の3つの目的である。この3つの目的の内実について詳しくは寒川(1994)を参照のこと。精力善用・自他共栄も嘉納の柔道論であるが、これらが嘉納の柔道論として確立するのは大正 3(1914)年以後のことであるため、本研究では取り上げなかった。

2) 史料上の表記は撃剣、剣術、剣道や柔道、柔術など定まらないが、本研究が用いる用語としては武芸部規約に従い、「撃剣」、「柔道」で統一する。また、柔道部という「部」の成立については明記されず不明な点が多い。表記としては明治 27(1894)年2月の『尚志会雑誌』第四号で「吾が尚志会柔道部の起る蓋し偶然にあらざるなり。柔道部は尚武会の後を受け設立以来日尚ほ浅し」(YJ, 1894, pp.47-48)と記されているのが管見の限り初めてである。また、明治 26(1893)年10月の『尚志会雑誌』第二号には「武芸部各部委員」(尚志会, 1893d, p.53)という表記が登場するため、これらを総合すれば、武芸部の下部に柔道部が成立していたと考えるのが妥当であろう。

3) 源(1989)によれば、心法とは攻防の際の「われわれの現にある心の状態をあるべき状態へと高め

深めてゆくことをめざして心の修練をすること」(源, 1989, 165)である。本研究ではあるべき心の状態について心法と呼ぶ。

4) 明治 30(1897)年までに尚志会大会が年 2 回開催された年は、明治 27(1894)年 5 月 26 日及び 11 月 18 日、明治 28(1895)年 5 月 5 日及び 11 月 24 日、明治 29(1896)年 5 月 6 日及び 11 月 29 日の 3 年である(青木, 1937, pp.9-15)。また、尚志会大会は市内大会開始後も平行して継続しており、管見の限りでは大正 8(1919)年 5 月 9 日まで続けられている(青木, 1937, p.38)。

5) 多くは三本勝負と呼ばれたが、二本勝負と呼ばれる場合もあったという(老松, 1976, p.75)

6) 例えば、六高柔道部においても校内での階級制が定められたが、その理由の一つが稽古に対する意欲を駆り立てるためであった。明治 38(1905)年 6 月の六高の校友会雑誌『校友会会誌』には「盛なのか盛でないのか一向分からないのが柔道部と撃剣部だ…けれども若し僕は両部に級制を作ったならば、も少し熱心に真面目にやるものが出来て剛者も輩出するだろうと思う[傍点、筆者]」(野次馬の一人, 1905, p.114)という提案が掲載された。この提案をうけて六高柔道部は同年 12 月に以下に示す「柔道部規定」を設けている。

柔道部規定

第一条 道場内に於ては道場の神聖を保つべし、

第二条 本部員を左の五階級に分つ、

一級 黒色帯

二級 茶褐色帯

三級 茶褐色帯

四級 白色帯

五級 白色帯

第三条 進級は部長、柔道師範、委員の協議による

第四条 本部は毎年一回(第二学期間に於て)大会を挙行し又時々小会を催すことあるべし(小野, 1905, p.128)

7) 但し、大会回数を考慮すれば、当大会もまた市内大会とは異なる大会と考えられる。

【引用・参考文献】

- 青木三郎(1937)第二高等学校年表抄. 尚志会全史:3-58.
- 豚尾冠者(1904)柔道部報. 尚志会雑誌, 61: 97-102.
- 出古鋒生(1898)柔道大会記事. 尚志会雑誌, 32:49-56.
- 針の山守(1898)尚志会第九大会記事 柔道部略評. 尚志会雑誌付録, 33:12-15.
- 池田拓人(2007)嘉納治五郎による柔道教材化の試み:「体操ノ形」を中心として. 北海道大学大学院教育学研究科紀要, 101: 69-84.
- 井上俊(2004)武道の誕生. 吉川弘文館:東京.
- 常念保平(1893)尚志会第一大会記事 第四柔術の略評. 尚志会雑誌付録, 3:8-11.
- 城陽(1902)第六回市内連合大会及第十二回柔道部大会記事. 尚志会雑誌付録, 50: 32-42.
- 嘉納治五郎(1889)柔道一斑並ニ其教育上ノ価値. 大日本教育会雑誌, 87:446-481.
- 牧野登(1983)史伝西郷四郎一姿三四郎の実像. 島津書房:東京.
- ○△生(1903)第五回市内連合柔道大会. 尚志会雑誌, 55:71-76.
- 三船朋子(2013)旧制高等学校下位文化としての「高専柔道」の特徴—明治・大正期における学生柔道から—. 東北大学教育学研究科提出修士論文:宮城.
- 三上景忠(1896)尚志会第七回大会記事柔道部略評. 尚志会雑誌付録, 18:5-11.
- 源了圓(1989)型. 創文社:東京.
- 宮田孝次郎(1895)尚志会第五大会記事柔道短評. 尚志会雑誌付録, 13:1-4.
- 溝口紀子(2013)性と柔一女子柔道史から問う. 河出書房新社:東京.
- 永木耕介(2009)嘉納治五郎が求めた「武術としての柔道」: 柔術との連続性と海外普及. スポーツ人類学研究, 10・11:1-17.

- 中村民雄(1985)史料近代剣道史. 島津書房:東京.
- 中里義美・馬島禮・舘田林太郎(1912)柔道部史. 尚志会史:58-90.
- 夏堀(1914)柔道部部報一夏季休暇中の活動一. 尚志会雑誌, 101:82-87.
- 西原(1911)秋稽古の記. 尚志会雑誌, 92:122-123.
- 西原連三(1912)柔道に就て. 尚志会雑誌, 93:113-119.
- 西川於菟六(1937)柔道部部史. 向陵誌, 2:347-512.
- 小川茂之編(1997)嘉納治五郎「私の生涯と柔道」. 日本図書センター:東京.
- 小野磯太郎(1905)柔道部々報. 校友会会誌, 10:128.
- 西郷四郎(1894)柔道に就き浮びし所感, 尚志会雑誌, 8:31-36.
- 坂上康博(1989)大日本武徳会の成立過程と構造: 1895~1904年. 行政社会論集, 1(3・4):59-112.
- 坂上康博(2013)帝国議会衆議院における「体育ニ関スル建議案」の審議過程-1905年の剣道、柔道の正科採用をめぐる対抗-. 一橋大学スポーツ研究, 32:26-43.
- 桜庭武(1935)柔道史攷. 目黒書店:東京.
- 拙稿(2013)高専柔道大会の成立過程:競争意識の台頭と試合審判規定の形成過程に着目して. 体育学研究, 58(1):257-276.
- 尚志会(1893a)尚志会発会を祝す, 1:78-79.
- 尚志会(1893b)武芸部報告. 尚志会雑誌, 1:79.
- 尚志会(1893c)第二高等中学校尚志会々則. 尚志会雑誌, 1:1-4.
- 尚志会(1893d)道場開場式. 尚志会雑誌, 2:52-54.
- 尚志会(1893e)武芸部柔道開筵式. 尚志会雑誌, 3:60-64.
- 尚志会(1893f)武芸部柔道の近況. 尚志会雑誌, 3:74-77.
- 尚志会(1897)運動部状況に就て. 尚志会雑誌, 20:69-70.
- 尚志会(1898a)飯塚柔道師範送別会. 尚志会雑誌, 32:63.
- 尚志会(1898b)大木柔道師範歓迎会. 尚志会雑誌, 33:46.
- 尚志会(1899a)柔道試合. 尚志会雑誌, 35:93-106.
- 尚志会(1899b)市内連合柔道大会, 尚志会雑誌, 35:114-119.
- 尚志会(1899c)柔道部選手に檄す. 尚志会雑誌, 37:115-123.
- 尚志会(1901)第四回柔道市内連合大会記事. 尚志会雑誌, 45:94-103.
- 尚志会(1904)柔道部報. 尚志会雑誌, 59:138-140.
- 尚志会(1908)柔道部記事. 尚志会雑誌, 79:105-107.
- 寒川恒夫(1994)「柔道一斑並ニ其教育上ノ価値」講演にみる嘉納治五郎の柔道体系論. 講道館柔道科学研究会紀要, 7:1-10.
- 寒川恒夫(2006)二十世紀の武道. 武道と宗教:228-263.
- 高橋佐門(1979)第二高等学校通史. 第二高等学校史:9-433.
- 野次馬の一人(1905)運動界見聞録. 校友会会誌, 9:112-115.
- 山本正己(1937)柔道部史. 尚志会全史:179-236.
- 吉村寅太郎(1893)発会式にての会長の演説. 尚志会雑誌, 1:1-5.
- YJ(1894)柔道第一回定期勝負, 尚志会雑誌, 4:47-52.
- 造士会(1901)講道館概況. 国土, 4(28):91-98.